

令和 8 年度

高槻市農地等利用最適化推進  
施策等に関する意見への回答

令和 7 年 1 月 24 日

高 槻 市



# 1 都市農業振興施策全般について

## ①農業経営継続のための支援

(1) 相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮については、国の「都市農業振興基本計画」において講すべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

(2) 物価高騰対策については、「販売農家物価高騰対策支援金」を令和7年度中に予算化、実施いたします。令和8年度に関しましては、引き続き国や大阪府の動向を注視してまいります。

(3) 給油取扱所におけるガソリン等の容器詰替えについて、令和5年12月に法令上明確に位置付けられました。本市としましては、今後も国や大阪府の動向を注視しながら、消防法により定められた取扱いの基準等に基づき、市内のガソリンスタンドに対し、適切に説明及び指導を行ってまいります。

(4) 農業用機械の購入については、補助金の活用や共同化等の推進により費用負担の軽減を図ってまいります。また中古の農業用機械購入について、関係機関と連携を図りながら研究してまいります。

## ②優良な担い手の確保や受託組織への支援

令和7年度においても、新規就農者に関する支援を行っており、引き続き地域の農業者や関係機関と連携し、技術指導、農地の紹介及び農地拡大等のサポートなどにより、担い手不足及び遊休農地の解消に努めてまいります。

また大阪版認定農業者支援事業の予算確保に努めつつ、補助金を活用し、受託組織を支援するなど、優良な担い手の確保や育成に向けた施策を展開してまいります。

## ③農地の適正管理

関係機関と連携を図りながら、引き続き遊休農地の解消及び農地の適正管理の啓発に努めるとともに、農業基盤保全事業（遊休農地対策事業）を活用し、遊休農地の解消を図ってまいります。

## ④高温対策品種の開発

高温障害への対応品種の導入については、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努め、高温対策品種の導入支援については、近隣他市の動向等を調査・研究してまいります。

## ⑤小規模兼業農家に対する営農活動支援の強化

地区実行組合長会との意見交換については、再生協議会等の機会を通じて、引き続き実施

してまいります。また、農業用機械の支援については、小規模兼業農家が共同で機械等を購入する際に利用できる大阪版認定農業者支援事業をご検討ください。

## 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

### ①学校学習田支援事業

学校学習田事業については、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけではなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっており、令和7年度につきましても、小学校31校で実施しました。今後も予算確保に努めるとともに、課題解決と事業継続に向けて、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援してまいります。引き続き、学校学習田事業の目的である、児童の農家や自然環境、食に対する理解を深めるよう、学校への事業周知を図ってまいります。

### ②学校給食における地産地消の推進

高槻産農産物については、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。また、米飯給食の麦との混合による提供については、学校給食摂取基準を踏まえ、バランスよく適切に組み合わせた上で実施してまいります。

また、農産物の買取りについては、規則等に基づき契約を行っておりますが、農業者が意欲的に学校給食への供給に取り組めるよう努めてまいります。

### ③米価の適正化と安定化

安定した営農活動の継続に向けて、米価の適正化と安定化に向けた国の施策と動向を注視してまいります。

## 3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

### ①農道や農業用水路等の整備及び管理

市が管理している農道や水路については、整備・改良・補修に係る予算を確保し、適正な維持管理に努めてまいります。また、地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、引き続き、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。

### ②農業基盤保全事業の利用推進

農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準については、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいりますが、複数年度にわたる事

業の実施が可能となっております。

また、需給調整促進特別対策事業は国の制度と協調した事業であるため、現行の事業の活用をご検討ください。

### ③農業用水の確保対策

ため池の耐震診断につきましては、現在、大阪府による一定規模以上のため池を対象とした耐震診断事業については一旦完了したものとなります、対象とするため池の拡大等を希望してまいります。ため池・井戸に関する補助金制度につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

### ④小規模農地の集約化事業について

小規模基盤整備事業については、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

## 4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

### ①有害鳥獣対策

令和7年度に「高槻市有害鳥獣等特別対策本部」を発足しており、引き続き農業者の皆様が安心して営農活動を継続できるよう農作物被害への対策強化などの各種支援に取り組んでまいります。

(1) 国の実施する広域有害鳥獣被害対策関連事業を活用し、従来から実施している有害鳥獣対策に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(2) 有害鳥獣による被害状況調査の結果や各地区からの有害鳥獣被害防止施設設置事業の申請状況等も踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。また、他市事例等も踏まえて補助対象経費の範囲について、調査・研究に取り組んでまいります。

(3) 有害鳥獣駆除については、関係機関とともに効果的な手法について、調査研究を行ってまいります。また、捕獲檻の効率的かつ適正配置に向けて、地元農業関係団体等と協議し、檻の再配置等により有効活用を図ってまいります。なお、監視機能付箱わなに関しては、国と協力して一部試験運用を行っており、引き続き、調査・研究に取り組みます。

アライグマによる被害対策については、令和7年度に捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っておりますので、引き続きご活用ください。

(4) わな猟免許の補助については、地区の要望に基づき市が設置している檻の見回り等を安全に行うため、実行組合が必要と認められる方を選定いただき、補助を実施しているもので、銃・網等の一般狩猟の補助については、対象としておりませんが、他市事例等も踏まえ調査・研究を行ってまいります。

(5) 令和7年度に現地でサルやシカ等による被害状況を確認しており、大阪府と連携して、引き続き有効な対策に取り組んでまいります。

(6) 今後も被害状況の把握に努め、有効な有害鳥獣対策に取り組んでまいります。なお、

回収、処分については、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。

## ②ジャンボタニシの防除対策

引き続き、防除薬剤への補助が継続できるようJAたかつきと連携し、検討してまいります。また、防除薬剤の範囲については、適用病害虫がジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）が補助対象ですので、申込先であるJAたかつきにお問い合わせください。また、大阪府や関係団体と連携し、被害防除に向けて情報提供を行ってまいりますので、地域一斉での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。

## ③不法投棄への対策

不法投棄については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や拘禁刑等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。

また農道に面した農地への不法投棄抑制については、今後も告知看板等による啓発等には努めてまいりますが、フェンスの設置については、各農業者や地元農業関係団体等での対応をお願いいたします。

## ④農業用水路等の管理

市が管理する公有水路については、引き続き清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。

また、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

## ⑤農道（道路）の管理

農道等での迷惑駐車等については、地域において対応いただくとともに、指導等が困難な場合については、警察へ相談するなど関係機関と連携した対応をお願いいたします。また告知看板等による啓発活動に、引き続き取り組んでまいります。

## ⑥ため池の適正な管理

ため池の耐震診断について、大阪府の事業が一旦完了しておりますが、引き続き、対象の拡大等を要望してまいります。

また、菱等の駆除対策については、日常管理の一環としてご対応ください。

## ⑦農業用水の水質保全

農業用水路や河川等の水質検査については、市域を網羅できるような地点で定期的に実施しており、その結果を市ホームページ等にて公表しております。なお、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、速やかに流出した油の回収や流出防止対策を行うとともに原因者に対する改善指導を行い、再発防止を図っております。

## ⑧良好な農空間の維持

農地の多面的機能の保全と活用に向けて、地域の共同維持管理活動に対する支援や各種イベント等を通じて理解促進を図るなどの施策を継続してまいります。

また、開発事業については、開発事業者に対し、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るように引き続き指導してまいります。

## ＜付帯する意見・要望＞

### ①樺田地区における山林や溪流とその付近の保全対策

樺田地区の山林については、これまで大阪府森林組合が実施する「森林災害復旧事業」に本市、国、大阪府が協調支援し、迅速かつ計画的な森林の復旧に向け取り組んでまいりました。今後も引き続き、国の補助事業を活用し関係機関と連携しながら被災森林の復旧や森林経営計画地などでの森林整備をはじめ、新たな災害等へも適切に対応してまいります。

市が管理する農道や公有水路については、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。また、大阪府が管理する河川については機能に支障がないよう適切に維持管理を行うよう要望してまいります。

地元農業関係団体等の施設である用水確保のための取水施設およびため池の補修については、農業基盤保全事業をご活用ください。また、ため池の耐震診断については、大阪府の事業が一旦完了しておりますが、引き続き、対象の拡大等を要望してまいります。

なお、草刈りについては、日常管理の一環としてご対応ください。

### ②芥川流域の取水堰堤の補修

用水確保のための取水堰堤等については、地元農業関係団体等の施設となるため、農業基盤保全事業の活用について検討をお願いいたします。

### ③芥川地区における芥川流域の浚渫等

大阪府においては、府管理河川の堆積状況調査に基づき、計画的に浚渫を行われているところですが、地域の要望を伝え、引き続き浚渫について適切に維持管理を行うよう要望してまいります。なお、取水口前に擁壁等の設置の件については、河川管理者である大阪府へご相談ください。

### ④今井出水路の浚渫及び川底の補修について

今井出水路につきましては、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

### ⑤女瀬川流域の浚渫工事等

女瀬川については、河川管理者である大阪府に対し、地域の要望を伝え、草刈り等につい

て適切に維持管理を行うよう要望してまいります。また、関連する公有水路については、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

また、除草については、河川管理者である大阪府の河川除草ほか、堤防道路の管理者である市が道路端の除草を行っております。大阪府への働きかけのほか、市でも適正な堤防道路の維持管理に努めてまいります。

#### ⑥五領地区における河川の浚渫工事

一乗寺川や三五郎川、萩之庄川については、引き続き、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

#### ⑦排水機場周辺の適正な管理

道鶴・前島地区における排水機場周辺の公有水路については、地元農業関係団体等と協議・調整しながら、引き続き、整備・維持管理を行ってまいります。

#### ⑧五領地区における環境保全

産業廃棄物等による環境悪化の懸念については、引き続きパトロールで産業廃棄物処理業者等の事業場周辺の状況を確認するとともに、状況に応じて飛散・流出を防止するための必要な措置を講じるよう、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導を行ってまいります。農業用水路や河川等の水質検査については、五領地区を含む市域を網羅できるような地点を選定し、定期的に実施しており、その結果を市ホームページ等にて公表しておりますので、ご確認ください。

三五郎川等、市が管理する公有水路については、関係機関及び団体とともに、必要に応じて現地確認等を実施し、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。また、イノシシ、シカ、アライグマ等による農作物への被害対策については、猟友会や関係機関との連携を図りながら、引き続き農作物被害の実態把握と防止に努めてまいります。また、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用もご検討ください。

アライグマによる被害対策については、令和7年度に捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っておりますので、引き続きご活用ください。

#### ⑨新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

西日本高速道路株式会社より、油流出防止のため、油水分離槽等を設置・運用されていると伺っております。

また、交通事故等による油の流出等により水質汚濁等のおそれもしくは確認された場合は、事象に応じて関係機関と連携し、被害拡大防止のため迅速に対応してまいります。

#### ⑩市道原成合線周辺の営農環境への配慮

不法投棄防止については、不法投棄禁止の警告看板設置やパトロールを実施し、対策に努めてまいります。

また、農業用水路等については、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑪農業振興地域農用地について

農業振興地域整備計画に関する基礎調査及び変更については、農業振興地域の整備に関する法律および同計画の趣旨である農業の健全な発展を目的に、今後も適切に対応してまいります。

⑫レンゲの里、コスマスロードやチューリップフェスタ事業の推進

市民とのふれあいの場を提供するイベント運営は、地域住民の農業に対する理解に資するだけでなく、本市の魅力向上にも大きく寄与していることから、今後も関係機関と連携を図りながら支援してまいります。

⑬財産区の土地の有効活用について

財産区財産の活用については、その用途又は目的を妨げない限度において、財産区管理会の同意の上、使用許可の手続等を行っております。引き続き、財産区財産を維持管理している団体と連携を図りながら、財産区の運営に努めてまいります。